

## 限度額適用認定証と高額療養費について

### 限度額適用認定証

限度額適用認定証の有効期限は、8月31日（低所得者：7月31日）までとなっています。

9月以降も限度額適用認定証を使用する場合、新たに交付申請をお願いします。

また、有効期限が超過した限度額適用認定証や不要となった限度額適用認定証については、共済組合に返納をお願いします。（地方公務員等共済組合法施行規程第110条の5第4項）

### 高額療養費

限度額適用認定証を使用せず、医療機関を受診し、窓口の支払額が自己負担限度額を超過していた場合、共済組合から自動的に高額療養費を支給します。

医療機関の支払いを自己負担限度額内にする場合、事前に限度額適用認定証の交付申請し、医療機関の窓口に限度額適用認定証の提示をお願いします。

（オンライン資格確認対応済の医療機関においては、限度額適用認定証の提示は不要）

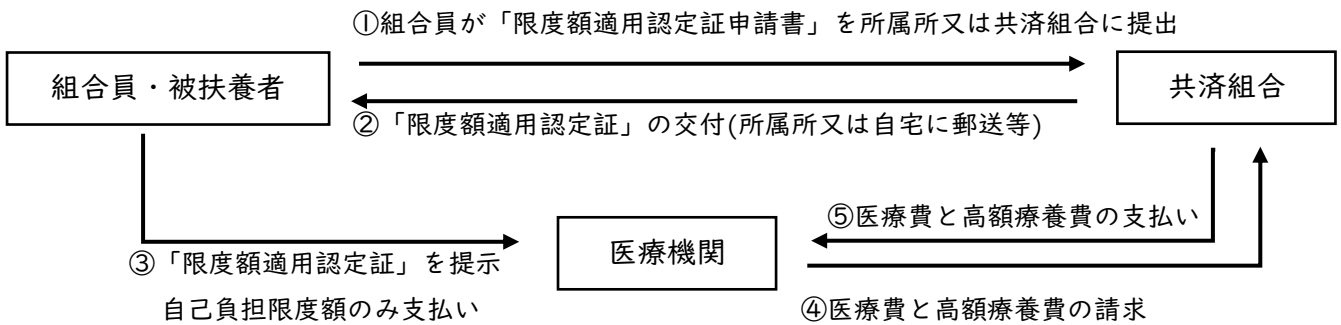
なお、窓口の支払額が自己負担限度額未満の場合、限度額適用認定証の交付申請は不要です。

自己負担限度額については、共済組合ホームページの高額療養費の項目をご確認ください。

[▶高額療養費はこちら](#)

### 高額療養費の支給例（標準報酬月額38万円、40歳の組合員、医療費100万円の場合）

#### ◆限度額適用認定証を使用した場合

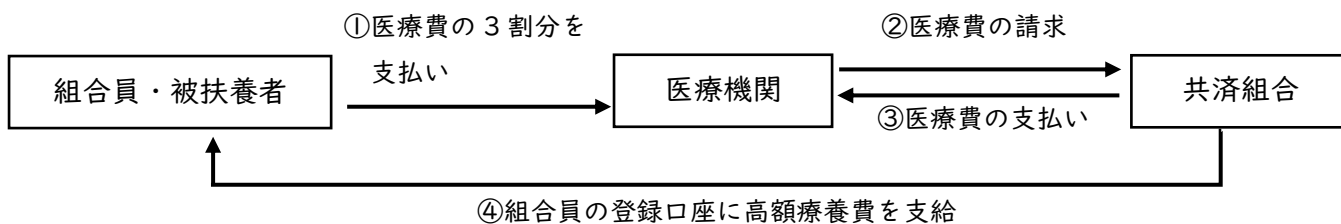


← 共済組合が医療機関に支払う額 →		← 窓口負担額 87,430円 →	
療養の給付(7割) 700,000円	高額療養費 212,570円	一部負担金払戻金 62,000円	自己負担額 25,430円
	一部負担金(3割)		
		← 自己負担限度額 87,430円 →	

医療機関の窓口で支払う金額は、自己負担限度額(87,430円)のみとなります。

一部負担金払戻金(62,000円)を組合員の登録口座に支給します。

◆限度額適用認定証を使用しない場合



← 共済組合が医療機関に支払う額 →		← 窓口負担額 300,000円 →		
療養の給付(7割) 700,000円	高額療養費 212,570円	一部負担金払戻金 62,000円	自己負担額 25,430円	
	一部負担金(3割)			
		← 自己負担限度額 87,430円 →		

医療機関の窓口で支払う金額は、医療費の3割である30万円となります。

窓口負担額から自己負担限度額(87,340円)を差し引いた高額療養費(212,570円)と一部負担金払戻金(62,000円)を組合員の登録口座に支給します。

支給額については、共済組合から支給月(医療機関から共済組合に請求があった月)に配付する「短期給付決定通知書」をご確認ください。